

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定建築者の決定の取消しの承認
概要	個人、組合、再開発会社である施行者は、都市再開発法第99条の8第1項の規定により特定建築者の決定を取消すときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第99条の8第5項
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 特定建築者が建築計画に従って特定建築物を建築しなかった場合。(法99条の8第1項)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	